

立山町国土強靱化地域計画【概要版】

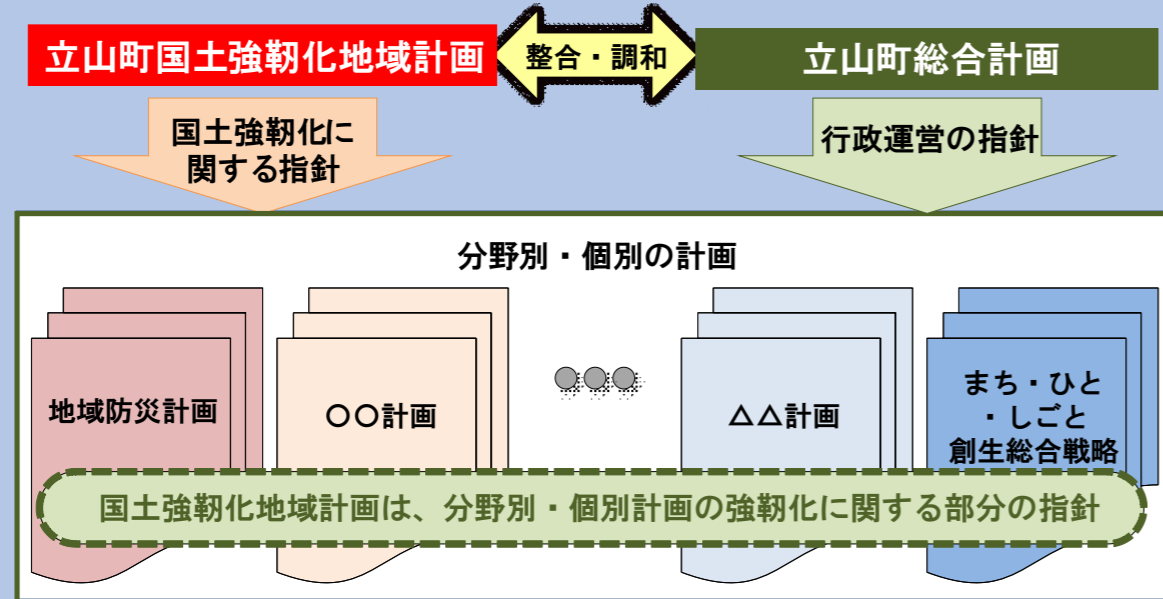
1 計画策定の趣旨

- 近年、我が国では、東日本大震災等の大規模地震をはじめ、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されている。このようななか、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」を平成26年6月に策定（平成30年12月改定）し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進している。
- 富山県では、「富山県国土強靱化地域計画」を令和2年3月に策定している。そこで、国基本計画や県計画との調和を図りつつ、立山町における強靱な地域づくりを推進するための指針となる「立山町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

2 国土強靱化地域計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画である。また、本計画は、本町の行政運営の指針となる立山町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となる計画である。



(2) 計画期間

- 本計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 計画の基本目標

- 立山町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や富山県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。
 - いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、
 - 「人命の保護が最大限図られること」
 - 「重要機能が致命的な障害を受けず維持できること」
 - 「町の財産および公共施設の被害の最小化が図られること」
 - 「迅速な復旧復興」

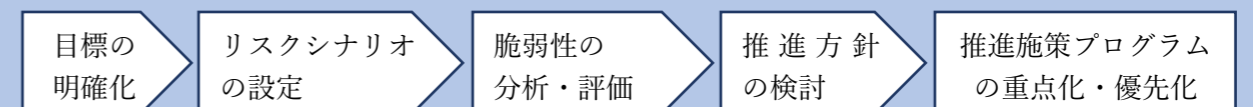
4 事前に備えるべき目標

- 国土強靱化の基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、県計画を踏まえ以下の7つを設定する。
 - (1) 直接死を最大限防ぐこと
 - (2) 被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
 - (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能・情報サービスは確保すること
 - (4) 流通・経済活動を機能不全に陥らせない
 - (5) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
 - (6) 二次災害を発生させないこと
 - (7) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

5 対象とする自然災害

災害の種類	想定する規模等	本町の災害特性
土砂災害・水害	記録的な大雨等による大規模土砂災害・水害を想定	常願寺川、白岩川、栃津川等の氾濫、山間部の土砂災害
地震災害	最大震度7を想定	町全域における家屋等の浸水、倒壊、孤立集落の発生等
暴風災害	記録的な暴風による被害を想定	暴風による家屋等の倒壊や停電、倒木による道路の寸断等
火山噴火災害	弥陀ヶ原火山の噴火による火山灰での被害	火山灰によるインフラへの被害、健康被害
雪害	積雪や降雪による大規模雪害を想定	人身、建物の被害発生等
複合災害	大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害を想定	上記の複合災害

6 計画策定の流れ



立山町国土強靱化地域計画【概要版】

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	主な国土強靱化の推進施策（◆：重点施策）
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1 大規模倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生	◆建物の耐震化 ◇住宅・事業所の防火対策 ◆初期消火の体制強化 ◇危険な建物・構築物の管理
		1-2 突発的又は長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	◇河川の改修等の推進 ◇危険箇所（水害）と避難方法の周知 ◇市街地等での内水対策
		1-3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	◇警戒避難体制の整備 ◇避難計画の策定
		1-4 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	◇行政機能の確保 ◇危険箇所（雪害）と避難方法の周知
2	被災者や負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1 被災地での生命に関わる物資（食料・飲料水等）・エネルギー供給（電力等）の停止	◆関係団体との連携による備蓄 ◇災害に強い道路網の整備 ◇災害発生時の道路啓開 ◇緊急時の輸送体制の確立
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	◇災害に強い道路網の整備【再掲】 ◇緊急時の輸送体制の確立【再掲】
		2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の絶対的不足	◇初期消火の体制強化【再掲】 ◆消防力の維持・強化 ◇受援体制の強化
		2-4 長期の帰宅困難者の発生、混乱	◆関係団体との連携による備蓄【再掲】 ◆災害時給水体制の強化 ◆公共交通機関の施設、設備の耐災害性向上
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	◆医療機能の維持 ◇薬剤の備蓄 ◇地域での医療体制の確保
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	◆感染症等の予防体制の整備 ◆健康支援活動の体制整備 ◇地域での医療体制の確保【再掲】 ◇心の健康への専門的な支援の推進
		2-7 避難生活環境の悪化、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	◇被災者の状態に応じた避難所の運営 ◇健康支援活動の体制整備【再掲】 ◇心の健康への専門的な支援の推進【再掲】
3	必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	◇治安悪化の防止 ◇災害時の交通安全
		3-2 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	◇行政機能の維持 ◇建物の耐震化【再掲】 ◇職員の資質向上 ◇受援体制の強化【再掲】
		3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	◇災害時の交通安全【再掲】
		3-4 情報サービスの機能停止によって情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	◇多様な情報伝達手段の確保 ◇避難勧告等の適切な発令 ◇危険箇所と避難方法の周知 ◇住民の自主的な避難行動 ◇避難行動要支援者への対応
4	流通・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 供給網の寸断等による企業の生産力の低下	◆経済活動の維持
		4-2 町外との基幹交通及び地域交通網の機能停止による物流・人流への甚大な影響	◇災害に強い道路網の整備【再掲】 ◇災害発生時の道路啓開【再掲】 ◇緊急時の輸送体制の確立【再掲】 ◇公共交通（交通手段）の機能維持
		4-3 食料等の安定供給の停滞	◇関係団体との連携による備蓄【再掲】 ◇災害時給水体制の強化【再掲】 ◇農業生産の機能維持
5	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 電力供給ネットワークやプロパンガス供給等の長期間にわたる機能の停止	◇エネルギー供給事業者との連携強化 ◇災害対応給油所の確保
		5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	◇水道施設の耐震化 ◇災害時給水体制の強化【再掲】
		5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	◇速やかな汚水処理施設の復旧 ◆汚水処理体制の強化
		5-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止	◇橋梁の耐震化 ◇長寿命化の検討
		5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	◇計画的な河川改修 ◇防災重点ため池の安全対策
6	二次災害を発生させないこと	6-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	◇初期消火の体制強化【再掲】 ◇危険箇所と避難方法の周知【再掲】 ◇住宅・事業所の防火対策【再掲】
		6-2 ため池、貯水池・防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による二次災害の発生	◇防災施設の補修 ◇農業水利施設等の保全 ◇警戒避難体制の整備【再掲】 ◇避難計画の策定【再掲】
		6-3 有害物質の大规模拡散・流出による町土の荒廃	◇危険物の回収のための資機材の備蓄 ◇危険物取扱の情報提供
		6-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	◇農業生産の機能維持【再掲】 ◇農業排水の機能維持 ◇災害を防ぐ森林の整備 ◇鳥獣被害を防ぐ環境づくりの推進
7	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	◇災害廃棄物の適切な処理体制の構築
		7-2 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョン等の欠如等により復興できなくなる事態	◇災害に強い道路網の整備【再掲】 ◇災害発生時の道路啓開【再掲】 ◇災害ボランティアの受け入れ体制 ◇地籍調査の推進
		7-3 広域地盤沈下等による浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	◇計画的な河川改修【再掲】
		7-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失	◇文化財施設の適切な防災対策、老朽化対策等
		7-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	◇被災者の住まいの確保に向けた体制整備 ◇地籍調査の推進【再掲】
		7-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、失業・倒産等による経済等への甚大な影響	◇正確な情報発信による風評被害の防止